

株 主 各 位

東京都千代田区神田須田町一丁目24番地
株式会社ハーバー研究所
代表取締役社長 宮崎 一成

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和4年6月17日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和4年6月19日（日曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館5階 コンコードボールルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第39期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）
計算書類報告の件
4. 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以上

-
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、当社ウェブサイト（<http://www.haba.com/company/>）に掲載させていただきます。

- ・新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応につきましては、別紙をご確認くださいようお願い申し上げます。
 - ・本年の定時株主総会では、販売会、懇親会等は中止させていただきます。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。



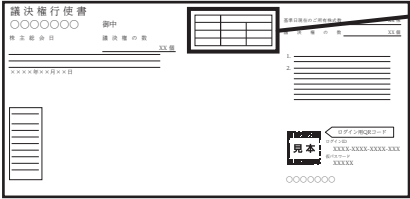
議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませよう願ひ申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <hr/> <p>令和4年6月19日(日曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)</p>	 <p>書面(郵送)で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>令和4年6月17日(金曜日) 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <hr/> <p>令和4年6月17日(金曜日) 午後5時30分入力完了分まで</p>
---	--	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 〇〇中
株主総会 議決権の数 XXX

第1号議案
A. XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
B. XXXX

第2号議案
A. 全員の賛成の場合
B. 全員の反対の場合
C. 一部の候補者に賛成する場合

見本
〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

第2号議案

- 全員の賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員の反対の場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に賛成する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

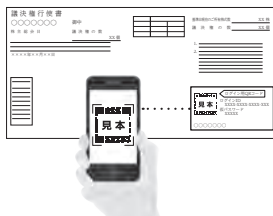
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

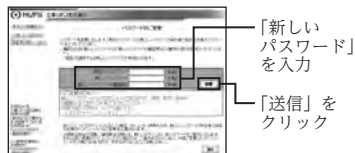
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

(提供書面)

事業報告

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下経営成績に関する説明において増減額及び前連結会計年度比(%)を記載せずに説明しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、引続き経済活動の制限が生じております。ワクチン接種が進み令和3年10月に緊急事態宣言が解除となり、経済活動が再開されつつありましたが、新たな変異株の感染拡大により、再びまん延防止等重点措置が適用され、消費マインドの冷え込みが続き、その影響は今もなお続いております。

また、ウクライナ情勢については、その状況を深く憂慮し早期に平和的解決に向かう事を願うと共に、地政学的リスクによる世界経済の影響について注視していく必要があります。

これらの状況から国内の経済活動及び景気の先行きは、依然として不透明な状況が続いております。また現在もなお、国内外における新型コロナウイルス感染症拡大は長期化しており、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当連結会計年度の当社グループ連結売上高は、12,908,861千円となりました。

本年度も昨年度に引続き、特定の地域エリアでの広告戦略の最適化、TVCM・ネット広告・プロモーションを行ってきております。品目別売上上の基礎化粧品は8,598,791千円、メイクアップ化粧品は922,987千円、トイレタリーは561,669千円、栄養補助食品・雑貨等は2,218,542千円となりました。

販売ルート別では、通信販売が7,381,075千円、百貨店向卸売が1,072,636千円、その他卸売が3,951,315千円、直営店は503,786千円となりました。

売上原価は4,114,051千円となりました。販売費及び一般管理費は、広告宣伝・販売促進費が3,323,977千円、その他経費が5,787,562千円、合計9,111,540千円となっております。

これらの結果、営業損失は316,730千円、経常損失は292,579千円、親会社株主に帰属する当期純損失は269,030千円となりました。

品目別売上・販売ルート別売上の状況は次のとおりです。

イ. 品目別売上

(単位：百万円)

区 分		令和3年3月期		令和4年3月期	
		金 額	構成比	金 額	構成比
化粧品	基礎化粧品	9,385	65.6	8,598	66.6
	メイクアップ化粧品	972	6.8	922	7.2
	トイレットリー	644	4.5	561	4.3
	その他(注)1	654	4.6	606	4.7
	小 計	11,657	81.5	10,690	82.8
栄養補助食品・雑貨等		2,649	18.5	2,218	17.2
化粧品・栄養補助食品等小 計		14,307	100.0	12,908	100.0
その他(注)2		0	0.0	0	0.0
合 計		14,307	100.0	12,908	100.0

(注) 1. 期間を限定して提供するキャンペーンセット品等が主なものです。

2. カルチャーセンター等の売上が主なものです。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、増減額及び増減率は記載しておりません。

ロ. 販売ルート別売上

(単位：百万円)

区 分		令和3年3月期		令和4年3月期	
		金 額	構成比	金 額	構成比
販 売 ル ー ト	通 信 販 売	8,501	59.4%	7,381	57.2%
	百 貨 店 向 卸 売	1,232	8.6	1,072	8.3
	そ の 他 卸 売	3,950	27.6	3,951	30.6
	直 営 店	622	4.4	503	3.9
	合 計	14,307	100.0	12,908	100.0

- (注) 1. 上記の合計表には、「品目別売上」の「その他」を除いた「化粧品・栄養補助食品等小計」売上に対して記載しています。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、増減額及び増減率は記載しておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資額は、新規店舗に係る建物及びオンラインショッピングリニューアルに係るソフトウェア等の投資により187百万円でありました。

③ 資金調達状況

当連結会計年度中において実施しました長期資金調達の主なものは次のとおりです。

会 社 名	借 入 先	調達金額	調 達 日
株式会社ハーバー研究所	株式会社みずほ銀行	200百万円	令和3年9月1日
株式会社ハーバー研究所	農 林 中 央 金 庫	100	令和3年8月31日
ハ ー バ ー 株 式 会 社	株式会社北海道銀行	20	令和3年4月9日
ハ ー バ ー 株 式 会 社	株式会社北海道銀行	80	令和3年4月9日

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

過去3年間の営業成績及び財産の状況の推移は、次のとおりです。

区 分	第 36 期 (平成31年3月期)	第 37 期 (令和2年3月期)	第 38 期 (令和3年3月期)	第 39 期 (当連結会計年度) (令和4年3月期)
売 上 高(百万円)	19,253	18,369	14,307	12,908
経常利益又は経常 損失(△) (百万円)	3,100	1,975	250	△292
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△) (百万円)	2,088	1,313	216	△269
1株当たり当期純利益又は1株当 たり当期純損失(△) (円)	530.93	339.36	57.22	△71.14
総 資 産(百万円)	16,494	17,091	17,441	15,685
純 資 産(百万円)	11,951	11,972	12,039	11,637

※ 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ハ ー バ ー 株 式 会 社	90百万円	100%	化粧品製造販売、食品・栄養補助食品製造販売
ハーバーコスメティクス株式会社	10	100	商品の梱包・配送請負、化粧品製造販売
海白(上海)商貿有限公司	0.8百万 中国元	100	化粧品販売、食品・栄養補助食品販売

※ 事業年度末日における特定完全子会社につきましては、該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種により一部では経済活動の段階的正常化が期待されるものの、収束への見通しは引続き不透明な状況となっております。また、ウクライナ情勢による地政学的リスク、更なるインフレ懸念等の影響を含め、国内の経済活動及び景気の先行きも依然として不透明な状況が続くと予想されます。

当社グループは令和5年3月期を初年度とする中期経営計画を策定しました。創業の精神「われらの誓い」を基本に、持続的成長と企業価値向上に向けた収益基盤の構築及びESG、SDGsへの取組みを通じて、ステークホルダーとの関係性の向上を基本方針としております。また基本戦略として、コンプライアンス・ガバナンス、IT基幹システム、人材戦略、環境に配慮した研究開発、健康食品の売上シェア拡大、広告展開の最適化・新たなターゲット層の開拓、販売チャンネル間の連携強化、顧客ロイヤルティの向上とLTV（顧客生涯価値）の最大化、以上8項目に重点を置き、当中期経営計画の期間において売上高年8%成長を目標とし、持続的な成長を目指して活動してまいります。

これらを研究開発、製造から物流に至るまでグループが一体となり、総合力を活かして引続き厳しい経済環境が予想される中、的確、柔軟に対応していきたいと考えております。

物流面では、主要な東西2拠点体制の整備により配送業務効率化及び倉庫管理システムの整備とその効果的な運用を進めてまいります。

生産面では、さらなる品質管理の強化を図るための投資を行ってまいります。引続き周辺環境の美化及び体制の整備も進めてまいります。

海外事業においては、アジア市場への深耕をさらに進めてまいります。

長期的かつ持続的な成長のためには、連結子会社と一体化した人材育成が重要な課題であり、教育研修と人材交流を含めた的確な人員配置を徹底し、将来を担う人材の育成強化に力を入れてまいります。

コンプライアンス面では、内部統制をより一層充実させ、社会やステークホルダーの皆様から信頼を得られる企業を目指します。

企業として、売上及び利益を安定的な成長軌道に乗せるためには、売上規模をより一層拡大していくことが肝要と認識しており、売上高200億円の実現を目指しております。

(5) 主要な事業内容（令和4年3月31日現在）

当社グループは、スクワランを主体とした防腐剤パラベン等を一切使用しない「無添加主義®」にこだわった化粧品と特定保健用食品、機能性表示食品などの栄養補助食品の通信販売を主な事業としています。

主要な取扱製商品は、次のとおりです。

品 目		主 要 製 商 品
化粧品	基礎化粧品	スクワクレンジング、マイクロフォースクレンジング、Gローション、薬用VCローション、ディープモイスタチャーローション、高品位「スクワラン」、高品位「スクワラン」Ⅱ、薬用ホワイトニングスクワラン、スクワQ10、薬用ホワイトレディ、ナイトリカパーージェリー、ディープモイストセラム、スクワランスパローション等
	メイクアップ化粧品	しっとりベースEX、さらさらキープベースEX、ミネラルリキッドファンデーション、ミネラルパウダリーファンデーション、グラデーションアイカラー、スクワセラムルージュ等
	トイレットリー	スクワランシャンプー、スクワランコンディショナー、ふんわりボリュームヘアトリートメント、絹泡石けん、ブラックフォースソープ、薬用麗豊等
	その他	限定セット品等
栄養補助食品	特定保健用食品	オリゴワンヨーグルトサワー味、オリゴワンパインヨーグルト味、オリゴワンイチゴヨーグルト味
	機能性表示食品	燃体源、深休源、明覚源、循活源、オリゴワン オリゴ糖シロップ
	栄養機能食品等	500 C×B、2000 C×B、3000 C×B、アクティブ⑤ミネラルズ、鉄分グミ、こつこつカルマグ、フカヒレ・グルコサミン4&5、つるつるハトムギ、ぶるぶる美源、スクワレンSP、ピクエース、低カロリー甘味料マービー粉末、低カロリーマービーストロベリージャム瓶、HABAプロポリス潤い極みのど飴等

(6) 主要な営業所及び工場（令和4年3月31日現在）

当社本社 東京都千代田区

生産拠点 ハーバー(株)（北海道苫小牧市）

ハーバーコスメティクス(株)（千葉県香取郡多古町）

(7) 使用人の状況（令和4年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
673 (81) 名	△37 (△6) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート・アルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
509 (23) 名	△38 (△1) 名	40.2歳	8.82年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート・アルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（令和4年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	500百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,145
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	563
株 式 会 社 北 洋 銀 行	100
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	102
農 林 中 央 金 庫	108

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（令和4年3月31日現在）

- | | |
|------------|-----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 10,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 3,935,000株（自己株式153,481株を含む） |
| ③ 株主数 | 14,492名 |
| ④ 大株主の状況 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
公 益 財 団 法 人 小 柳 財 団	1,334,000株	35.28%
小 柳 東 子	142,400	3.77
志 野 文 哉	103,100	2.73
小 柳 か ず 江	51,000	1.35
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MAR G I N (C A S H P B)	36,600	0.97
QUINTET PRIVATE BAN K (EUROPE) S. A. 107704	31,800	0.84
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	27,267	0.72
小 柳 典 子	21,000	0.56
梅 田 常 和	20,000	0.53
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	17,952	0.47

(注) 1. 当社は、自己株式を153,481株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (令和4年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 崎 一 成	海白(上海)商貿有限公司董事長
代表取締役会長	小 柳 典 子	ハーバー(株)代表取締役会長
取 締 役	古 俣 徳 康	国際部、流通事業部、メディカルフーズ事業部
取 締 役	西 村 良 徳	研究開発部、デザイン部
取 締 役	松 井 朋 隆	通信販売部、店舗販売部
取 締 役	柴 田 佳 三	総務部、人事部、業務部、情報開発部、お客さまセンター
取 締 役	梅 蔭 武	財務・経理部、経営企画部、美容部
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	梅 田 常 和	公認会計士梅田会計事務所所長 (株)エイチ・アイ・エス社外取締役監査等委員 (株)タカラトミー社外監査役 エステールホールディングス(株)社外取締役
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	蟻 川 芳 子	学校法人日本女子大学顧問 日本化学会フェロー 公益財団法人渋沢栄一記念財団評議員
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員	大 和 加 代 子	弁護士、新宿法律事務所

- (注) 1. 取締役監査等委員 梅田常和氏、蟻川芳子氏、大和加代子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役監査等委員 梅田常和氏、蟻川芳子氏、大和加代子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 取締役監査等委員 梅田常和氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。なお兼職している他の法人等と当社との間には取引、資本関係は存在しません。
4. 取締役監査等委員 蟻川芳子氏は、元理事長（平成21年～平成25年は学長・理事長、平成29年～令和2年5月は理事長）として学校及び組織の経営に関与され、また学識者として幅広い知識と見識を有しております。なお兼職している他の法人等と当社の間には取引、資本関係は存在しません。
5. 取締役監査等委員 大和加代子氏は、弁護士であり、取締役会の監査・監督及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。なお兼職している新宿法律事務所には、当社の顧問弁護士が在籍しており、当法律事務所と当社との間には弁護士報酬の取引関係がありますが、当社の経営に影響を与えるような特記すべき取引関係はありません。
6. 当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動
- 代表取締役社長 小柳典子氏は、令和3年4月1日付で代表取締役会長に就任しました。
 - 常務取締役 宮崎一成氏は、令和3年4月1日付で代表取締役社長に就任しました。
 - 取締役 西村良徳氏は、令和3年4月1日付で研究開発部、デザイン部担当となりました。
 - 取締役監査等委員 蟻川芳子氏は、令和3年4月1日付で学校法人日本女子大学顧問に就任しました。

7. 当事業年度中に辞任した取締役及び取締役監査等委員
該当者はありません。
8. 当事業年度中に任期満了により退任した取締役及び取締役監査等委員
取締役 南里みどり氏は、令和3年6月20日開催の定時株主総会終結の時をもって、
任期満了により退任いたしました。
9. 当事業年度末日後の取締役及び取締役監査等委員の地位、担当及び重要な兼職の異動
 - ・取締役 古俣徳康氏は、令和4年4月1日付で国際部、流通事業部担当となりました。
 - ・取締役 西村良徳氏は、令和4年4月1日付で研究開発部、メディカルフーズ事業部、
デザイン部担当となりました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、当社定款第29条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社の子会社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 常勤で監査を行う者の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員会の職務を補助する者として、内部監査室を設置し、当社及び子会社等の監査を行っており、内部監査部門による内部監査結果は監査等委員会において毎月報告されております。また、監査等委員は取締役会及び連絡協議会に出席し、取締役の職務の執行状況をチェックしており、これらの体制と当社グループの内部統制システムを通じ監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

⑤ 取締役の報酬等の決定方針

当社は、令和3年1月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名委員会・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の報酬等の決定方針の内容は以下のとおりです。

I. 基本方針

- ・企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とします。

- ・取締役の役割や責任に応じた報酬とし、透明性・公正性・合理性を確保します。
- ・業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する報酬とし、株主と価値を共有できるものとします。
- ・報酬は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行います。
- ・報酬委員会による審議を経ることにより、客観性・独立性を確保します。

II. 報酬体系

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、役位、職責、世間水準及び経営内容、社員給与とのバランスを考慮して決定する固定報酬のみとします。今後、業績や中長期的な企業価値の向上に連動した業績連動報酬を経営状況等に応じて適宜検討いたします。
- ・監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬のみとします。

III. 報酬の決定手続き

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、株主総会で承認された取締役報酬限度額の範囲内で、社外取締役を過半数とする報酬委員会の審議、提言を踏まえ、取締役会の決議により決定します。
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、当社の定める「取締役規程」に基づき代表取締役が報酬案を作成し、社外取締役を過半数とする報酬委員会において、個人別の具体的な報酬額を含む報酬案を審議し取締役会へ答申した後、取締役会の決議により一任された、代表取締役社長宮崎一成氏、代表取締役会長小柳典子氏が決定します。委任した理由は、当社全体の業務等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
- ・監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議に基づき決定します。

IV. 報酬の限度額

- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成27年6月21日開催の第32期定時株主総会において、年額360百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名です。
- ・監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月21日開催の第32期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

V. 報酬の支払時期

- ・固定報酬は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会にて、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定された年間支給額を12等分した額を毎月支払うこととしております。

⑥ 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役（監査等委員を除く）	8名	145百万円
取締役監査等委員 （うち社外取締役）	3名 (3)	17百万円 (17)
合 計	11名	162百万円

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役1名を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成27年6月21日開催の第32期定時株主総会において、年額360百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、8名です。
4. 取締役監査等委員の報酬限度額は、平成27年6月21日開催の第32期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

⑦ 社外役員に関する事項

I. 重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

前記の「(2) 会社役員の状況 ① 取締役の状況」に記載のとおりであります。

II. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 監査等委員	梅 田 常 和	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士の豊富な経験と実績等の見地から公正な意見を述べ、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。
社外取締役 監査等委員	蟻 川 芳 子	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 学識者として幅広い知識と見識に基づき論旨明快に公正な意見を述べ、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。
社外取締役 監査等委員	大 和 加代子	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査等委員会14回の全てに出席いたしました。 弁護士として幅広い知識と見識に基づく大所高所の見地からの公正な意見を述べ、取締役会及び監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑧ 取締役会の実効性評価

当社取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価のため、取締役全員を対象に取締役会の責務や課題についてアンケートを実施し、取締役会で議論を行いました。その上で、その結果に基づいて取締役会として実効性の評価を行いました。評価の方法及び結果概要は以下のとおりです。

I. 評価の方法

取締役会の構成、運用状況及び審議内容等に関するアンケートを実施し、その結果を監査等委員会にて意見交換及び結果概要を取り纏め、その後の取締役会において議論しました。

II. 取締役会実効性評価の結果概要

当社の取締役会は、各専門性の観点から多様性が確保された構成のもと、重要事項の審議においては、活発に議論が行われ、意思決定における透明性は確保されていることを確認しました。したがって、取締役会は適切に運営され、実効性が確保されていると評価しました。

なお、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、中期経営計画や戦略的課題の審議につきましては、更なる議論の充実に努めるとともに、ガバナンス・コンプライアンスの確保のために、より一層、内部通報制度等のコンプライアンス体制の拡充に取り組んで参ります。

今後も本評価結果における課題について継続的に取り組み、取締役会の実効性のさらなる向上を図ります。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称：監査法人A & Aパートナーズ

② 会計監査人に対する報酬等

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 23百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の 23百万円

利益の合計額

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認のうえ、報酬等を同意しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に基づき、監査等委員会による会計監査人の解任を行うほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営理念「われらの誓い」に則り、企業価値の増大と安定的かつ継続的な経営基盤を構築するとともに、法とルールを守り社会に貢献する企業として成長と進化を続けていくことを宣言し、下記方針のもと、内部統制の徹底を図るものとする。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コーポレート・ガバナンス

当社は、監査等委員会設置会社であり、職務執行に対する取締役会の監督機能を強化するとともに、公正な意思決定プロセスの確保に努める。取締役会は、法令、定款及び取締役会規程やその他の社内規程に則り、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則り、職務を執行する。

ロ. コンプライアンス

コンプライアンス担当役員、コンプライアンス・ポリシーを定め、周

知徹底を図る。コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスチェックリストを作成し、内部監査部門と連携してモニタリングを実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

イ. 取締役は、各業務担当部門を指揮し必要に応じ社内規則又はガイドライン等の制定を行い、マニュアルの作成配布、教育を実施して、当社の損失の危険を事前に回避・予防し、内部監査部門を通して管理する。

ロ. 危険が発生したときには代表取締役のもとに情報を集積し、代表取締役は取締役会を招集し、迅速かつ適正に対応する。代表取締役が不在のときは、職務権限規程の定めるところにより代行者がその任に当たるものとする。

④ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制について、各部門において関係する規程や業務文書等を整備するとともに、内部監査部門が独立の立場でモニタリングを実施し、金融商品取引法に基づく企業集団における財務報告の信頼性と適正性を確保する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 月次の利益計画を作成し、予実管理を行う。

ロ. 取締役ごとの役割と責任を明確にすることにより意思決定のプロセスを簡素化する。

ハ. 状況に応じて代表取締役と取締役との直接合議により迅速な意思決定を行う。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 関係会社の取締役を当社から1名以上派遣し、関係会社の取締役の職務執行の監視・監督又は監査を行う。関係会社の事業運営、コンプライアンス体制及びリスク管理体制の整備その他関係会社の経営管理については、関係会社管理規程に基づき取締役を兼務する役員が担当する。関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社への事業の状況に関する定期的な報告と重要事項については適切な承認を得るものとする。

ロ. 関係会社に対する内部監査、監査等委員会による監査体制を充実する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員会を補助すべき使用人として、監査等委員会の同意のもとに、監査計画に従い必要な人員を配置する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会を補助すべき使用人は、取締役からの不当な干渉を避けるとともに、その任命又は異動にあたっては監査等委員会の事前の同意を要するものとする。
- ⑨ 監査等委員である取締役及び監査等委員会に報告するための体制
取締役及び使用人は、監査等委員である取締役及び監査等委員会に以下の報告を行う。
- イ. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちにその事実
 - ロ. 取締役及び使用人が、不正行為、法令及び定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがあると考えられるときは、その旨
 - ハ. 監査等委員である取締役又は監査等委員会が報告を求めた事項及び、報告事項に関連し、監査上有用と判断される事項
- 二. 毎月の月次会計資料
- ホ. 営業に関する主要な月次資料
 - ヘ. 内部監査に関する計画、監査結果等の内部監査に係る資料
 - ト. 重要な会議の開催予定
 - チ. 監査等委員である取締役及び監査等委員会への報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないよう必要な措置を講ずるものとする。
- ⑩ その他監査等委員会の職務等が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役及び使用人の監査等委員会及び内部監査部門の監査に対する理解を深め、監査の環境を整備するよう務める。
 - ロ. 代表取締役と随時意見交換会を開催し、また内部監査部門との連携をはかり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ハ. 監査等委員である取締役又は監査等委員会からの報告・意見を、取締役及び使用人は真摯に受け止め、適切な処置を講ずる。
- 二. 監査等委員である取締役又は監査等委員会の職務の執行については、事業年度ごとに一定額の予算を設け、職務の執行に必要な費用を会社に請求することができ、会社は当該請求に基づき支払いを行う。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことによる監査・監督の実効性の向上、並びに内部監査部門を活用した監査の実施による内部統制の実効性の向上を図っております。当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組み

当社及び子会社の取締役及び社員に対して、コンプライアンスの重要性の理解と、その遵守を推進するとともに、コンプライアンス・ポリシー、情報セキュリティポリシーの適切な運用のため社内グループウェアを通じての情報発信を行いました。また、コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンスチェックリストを作成し、内部監査人と連携してモニタリングを実施いたしました。

② リスクマネジメントに関する運用状況

- ・取締役会の付議に至らない案件であっても、重要事項については連絡協議会において慎重に審議しています。当事業年度は連絡協議会を毎週1回開催し、業務執行を担う取締役のほか、取締役監査等委員も適宜出席し意見を述べております。
- ・当社グループにおける生産性向上や品質保証上の課題抽出を目的に、社内グループウェアを活用した情報共有可能な環境を構築し、必要に応じ部門責任者より連絡協議会に上申するとともに、対応策の立案及び対応状況の進捗の確認等を行っております。
- ・情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた各種社内規程を整備しております。

③ 財務報告の適正性と信頼性の確保

財務報告の適正性と信頼性確保のため、内部監査部門が独立の立場で、内部統制の整備、運用及び評価のための計画を決定するとともに、当社グループ全体の内部統制の有効性に係るモニタリングを実施し、その結果を代表取締役、監査等委員会に報告いたしました。

④ 職務執行の適正及び効率性

- ・取締役会は当事業年度13回開催し、重要事項について審議・決議したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行について報告を受けました。また、当社子会社の職務執行についても、取締役会に報告され、職務執行の適正及び効率性を監督いたしました。
- ・当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を連絡協議会または取締役に委任し、意思決定のプロセスを簡素化し、効率的な意思決定を行っております。

⑤ 監査等委員会に関する運用状況

監査等委員会において定めた監査等委員会規程及び内部統制システム構築の基本方針に基づき、監査方針、監査計画、職務の分担に従い、取締役会や連絡協議会等の重要な会議に出席し、更に業務執行取締役との会談を実施しました。取締役及び内部監査部門その他の従業員の職務執行状況について書類の閲覧や実地調査を実施するとともに、定期的に報告を受け、また、会計監査人からの四半期ごとの結果報告及び意見交換を行うことにより、適正な監査を実施しているかを検証いたしました。

⑥ 内部監査に関する運用状況

内部監査部門が、年間の監査計画に基づき当社及び子会社について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役、監査等委員会に報告いたしました。

(6) 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の積極的な事業展開とそれを支える経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ安定的な配当を実施することを基本方針としています。

今後も、中長期的な視点に立って、業容の拡大に向けて積極的な投資を続けていくとともに研究開発や製造設備の増強等にも力を入れ、企業価値の向上に努めてまいります。

この基本方針のもと、当事業年度の期末配当金は、令和4年5月17日開催の取締役会の決議により、1株につき40円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,071,917	流 動 負 債	2,531,759
現金及び預金	5,651,289	買掛金	336,159
売掛金	1,146,837	短期借入金	300,000
商品及び製品	1,284,378	1年内返済予定長期借入金	785,040
仕掛品	28,542	未払金	668,715
原材料及び貯蔵品	1,838,397	未払法人税等	31,234
その他	143,451	未払消費税等	92,112
貸倒引当金	△20,979	契約負債	204,422
固 定 資 産	5,613,517	その他	114,075
有 形 固 定 資 産	4,655,369	固 定 負 債	1,516,006
建物及び構築物	2,491,051	長期借入金	1,472,843
機械装置及び運搬具	397,348	その他	43,163
工具、器具及び備品	193,834	負 債 合 計	4,047,766
土地	1,573,134	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	346,183	株 主 資 本	11,630,896
商標権	11,647	資本金	696,450
ソフトウェア	320,081	資本剰余金	812,570
その他	14,455	利益剰余金	11,257,819
投資その他の資産	611,964	自己株式	△1,135,943
投資有価証券	6,452	その他の包括利益累計額	6,772
繰延税金資産	234,846	その他有価証券評価差額金	1,462
差入保証金	333,168	為替換算調整勘定	5,310
その他	37,497	純 資 産 合 計	11,637,668
資 産 合 計	15,685,434	負 債 純 資 産 合 計	15,685,434

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,908,861
売上原価	4,114,051
売上総利益	8,794,809
販売費及び一般管理費	9,111,540
営業損失	316,730
営業外収益	32,801
受取利息	52
受取配当金	176
受取賃貸料	828
助成金収入	26,015
受取補償金	1,310
その他	4,420
営業外費用	8,650
支払利息	7,170
為替差損	881
その他	598
経常損失	292,579
特別利益	110,372
固定資産売却益	1,973
助成金収入	108,398
特別損失	84,747
固定資産売却損	12
固定資産除却損	54,355
臨時休業による損失	30,379
税金等調整前当期純損失	266,955
法人税、住民税及び事業税	39,047
法人税等調整額	△36,971
当期純損失	269,030
親会社株主に帰属する当期純損失	269,030

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	696,450	812,570	11,662,635	△1,135,878	12,035,776
会計方針の変更による累積的影響額			15,475		15,475
会計方針の変更を反映した当期首残高	696,450	812,570	11,678,111	△1,135,878	12,051,252
当期変動額					
剰余金の配当			△151,261		△151,261
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)			△269,030		△269,030
自己株式の取得				△64	△64
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	△420,292	△64	△420,356
当期末残高	696,450	812,570	11,257,819	△1,135,943	11,630,896

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	667	2,626	3,294	12,039,071
会計方針の変更による累積的影響額				15,475
会計方針の変更を反映した当期首残高	667	2,626	3,294	12,054,547
当期変動額				
剰余金の配当				△151,261
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)				△269,030
自己株式の取得				△64
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	794	2,683	3,478	3,478
当期変動額合計	794	2,683	3,478	△416,878
当期末残高	1,462	5,310	6,772	11,637,668

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 3社
- ・ 連結子会社の名称
ハーバー株式会社
ハーバーコスメティクス株式会社
海白（上海）商貿有限公司

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海白（上海）商貿有限公司の決算日は12月31日です。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しています。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

原則として時価法

ハ. 棚卸資産

- ・ 製品・商品・仕掛品・原材料
- ・ 貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械装置及び運搬具 2～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
・その他の無形固定資産 定額法

ハ. 長期前払費用 定額法

③ 重要な引当金の計上基準

・貸倒引当金 売上債権等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、顧客に対し受注した製品及び商品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常の引渡時であることから、当該製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売において、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。

物品の販売における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

（1）純額による収益認識

ポイント利用による売上について、従来は総額を収益として認識し、値引額を販売促進費として計上していましたが、純額で収益を認識することとしております。

(2) ポイント

売上時に付与したポイントについては、従来は未利用分をポイント引当金として計上しておりましたが、付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識し、契約負債を計上し、顧客がポイントを値引として使用したときに売上高に振り替えております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が652,092千円減少、販売費及び一般管理費は649,014千円減少し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失がそれぞれ3,077千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は15,475千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

- | | |
|-----------------------|-------------|
| ① 当連結会計年度に計上した棚卸資産の金額 | 3,151,318千円 |
| ② その他の情報 | |

イ. 算出方法

当社グループは棚卸資産の評価に関しては、収益性の低下を反映した金額を連結貸借対照表価額としております。

ロ. 主要な仮定

商品及び製品毎の販売状況と期末在庫数量を考慮し、通常の販売価格で販売可能だと判断される数量が期末在庫数量を上回る場合には、当該商品及び製品の収益性の低下は生じていないと判断しております。

ハ. 翌連結会計年度に与える影響

実際の需要が当連結会計年度の想定と異なる場合には、将来における業績に影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額）	234,846千円
------------	-----------

（繰延税金負債との相殺前の金額は310,253千円であります。）

② 連結計算書類利用者の理解に関するその他の情報

イ. 算出方法

当社グループでは、将来減算一時差異に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得の見積りは、中期経営計画を基礎としております。

ロ. 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、商品及び製品の販売数量の予測であります。販売数量の予測は、主に市場動向や顧客の需要予測を基に判断しております。

ハ. 翌連結会計年度に与える影響

主要な仮定である商品及び製品の販売数量の予測は、見積りの不確実性が高く、販売数量が変化することに伴い、課税所得の見積りが変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりです。

担保資産

建物及び構築物	524,976千円
土地	464,561千円
計	989,538千円

担保付債務

短期借入金	100,000千円
1年内返済予定長期借入金	29,340千円
長期借入金	56,316千円
計	185,656千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,151,046千円

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 助成金収入

営業外収益に計上されている助成金収入は小諸市工場等立地促進助成金等であり、特別利益に計上されている助成金収入は雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）等であります。

(2) 臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府、地方自治体からの各種要請等により、百貨店、ショッピングセンター等の臨時休業が行われております。これに伴う店舗の臨時休業期間中

に発生した固定費（人件費、減価償却費等）を特別損失として計上しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,935,000株	一株	一株	3,935,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	153,453株	28株	一株	153,481株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取28株による増加分です。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

令和3年5月17日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 151,261千円
- ・1株当たり配当額 40円
- ・基準日 令和3年3月31日
- ・効力発生日 令和3年6月7日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの 令和4年5月17日開催の取締役会において次のとおり決議しております。

- ・配当金の総額 151,260千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 40円
- ・基準日 令和4年3月31日
- ・効力発生日 令和4年6月6日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に化粧品品の製造販売事業を行うために必要な資金（主に銀行借入）を調達しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、財務・経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しています。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務・経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,290千円）は、下表①投資有価証券には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
	千円	千円	千円
①投資有価証券	5,162	5,162	－
②差入保証金	333,168	329,772	△3,395
③長期借入金(※2)	2,257,883	2,267,247	9,364

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期借入金の連結貸借対照表計上額には、1年内返済予定長期借入金が含まれていません。

(注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	5,651,289	－	－	－
売掛金	1,146,837	－	－	－
合 計	6,798,127	－	－	－

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
長期借入金	785,040	1,472,843	－	－
合 計	785,040	1,472,843	－	－

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	5,162	—	—	5,162

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	329,772	—	329,772
長期借入金	—	2,267,247	—	2,267,247

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、契約満了により、将来回収が見込まれる敷金及び保証金について、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しておりレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
通信販売	7,381,075
百貨店向卸売	1,072,636
その他卸売	3,951,315
直営店	503,786
小計	12,908,813
その他売上高	48
顧客との契約から生じる収益	12,908,861
その他の収益	—
外部顧客への売上高	12,908,861

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(3) 会計方針に関する事項④重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高は以下の通りであります。

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,226,822
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,146,837
契約負債 (期首残高)	234,311
契約負債 (期末残高)	204,422

契約負債は、当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。当連結会計年度期首の契約負債は、当連結会計年度に全額収益として認識されております。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,077円51銭
(2) 1株当たり当期純損失 71円14銭

※ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純損失	269,030千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失	269,030千円
普通株式の期中平均株式数	3,781,544株

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	7,019,575	流 動 負 債	2,087,926
現金及び預金	4,116,370	買掛金	436,487
売掛金	1,146,842	短期借入金	200,000
商品	1,352,261	1年内返済予定長期借入金	417,316
原材料	301,735	未払金	718,679
貯蔵品	11,019	未払法人税等	24,939
前払費用	68,461	未払消費税等	522
その他	43,863	未払費用	29,776
貸倒引当金	△20,979	預り金	36,316
固 定 資 産	3,253,752	契約負債	204,422
有 形 固 定 資 産	2,264,351	その他	19,466
建物	1,125,888	固 定 負 債	915,754
構築物	51,426	長期借入金	874,174
機械及び装置	22,175	資産除去債務	38,012
車両運搬具	1,309	その他	3,568
工具、器具及び備品	112,336	負 債 合 計	3,003,680
土地	951,215	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	222,708	株 主 資 本	7,268,185
商標権	11,647	資本金	696,450
ソフトウェア	198,847	資本剰余金	812,570
電話加入権	12,175	資本準備金	812,570
その他	37	利 益 剰 余 金	6,895,108
投資その他の資産	766,691	利益準備金	20,894
投資有価証券	6,452	その他利益剰余金	6,874,213
関係会社株式	174,890	土地圧縮積立金	110,266
長期前払費用	15,631	別途積立金	164,000
繰延税金資産	231,617	繰越利益剰余金	6,599,947
差入保証金	324,493	自 己 株 式	△1,135,943
その他	13,606	評価・換算差額等	1,462
資 産 合 計	10,273,328	その他有価証券評価差額金	1,462
		純 資 産 合 計	7,269,647
		負 債 純 資 産 合 計	10,273,328

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,908,964
売上原価	4,326,353
売上総利益	8,582,610
販売費及び一般管理費	8,963,435
営業損失	380,824
営業外収益	106,321
受取利息及び配当金	54,179
業務受託料	120
受取賃貸料	46,897
その他	5,124
営業外費用	46,169
支払利息	4,288
賃貸費用	41,283
その他	598
経常損失	320,672
特別利益	57,526
助成金収入	57,526
特別損失	84,747
固定資産売却損	12
固定資産除却損	54,355
臨時休業による損失	30,379
税引前当期純損失	347,894
法人税、住民税及び事業税	23,356
法人税等調整額	△71,511
当期純損失	299,739

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	696,450	812,570	812,570	20,894
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	696,450	812,570	812,570	20,894
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純損失(△)				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	－	－
当期末残高	696,450	812,570	812,570	20,894

	株主資本			
	利益剰余金			
	その他利益剰余金			利益剰余金合計
	土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	110,266	164,000	7,035,472	7,330,633
会計方針の変更による累積的影響額			15,475	15,475
会計方針の変更を反映した当期首残高	110,266	164,000	7,050,948	7,346,109
当期変動額				
剰余金の配当			△151,261	△151,261
当期純損失(△)			△299,739	△299,739
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	△451,000	△451,000
当期末残高	110,266	164,000	6,599,947	6,895,108

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,135,878	7,703,774	667	667	7,704,442
会計方針の変更による累積的影響額		15,475			15,475
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,135,878	7,719,250	667	667	7,719,917
当期変動額					
剰余金の配当		△151,261			△151,261
当期純損失 (△)		△299,739			△299,739
自己株式の取得	△64	△64			△64
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			794	794	794
当期変動額合計	△64	△451,065	794	794	△450,270
当期末残高	△1,135,943	7,268,185	1,462	1,462	7,269,647

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
 - イ. 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ロ. その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
 - ② 棚卸資産
 - イ. 商品・原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ロ. 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - ・その他の無形固定資産 定額法
 - ③ 長期前払費用 定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ・貸倒引当金 売上債権等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社は、顧客に対し受注した製品及び商品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常の引渡時であることから、当該製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売において、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。
- 当社が付与したポイントのうち期末時点において履行義務を充足していない残高を契約負債として計上しております。

物品の販売における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しております。

なお、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取るの見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 純額による収益認識

ポイント利用による売上について、従来は総額を収益として認識し、値引額を販売促進費として計上しておりましたが、純額で収益を認識することとしております。

(2) ポイント

売上に付与したポイントについては、従来は未利用分をポイント引当金として計上しておりましたが、付与したポイントは顧客に対する履行義務と認識し、契約負債を計上し、顧客がポイントを値引として使用したときに売上高に振り替えております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高が652,092千円減少、販売費及び一般管理費は649,014千円減少し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失がそれぞれ3,077千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は15,475千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 棚卸資産の評価

- ① 当事業年度に計上した棚卸資産の金額 1,665,017千円
② その他の情報

イ. 算出方法

当社は棚卸資産の評価に関しては、収益性の低下を反映した金額を貸借対照表価額としております。

ロ. 主要な仮定

商品毎の販売状況と期末在庫数量を考慮し、通常の販売価格で販売可能だと判断される数量が期末在庫数量を上回る場合には、当該商品の収益性の低下は生じていないと判断しております。

ハ. 翌事業年度に与える影響

実際の需要が当事業年度の想定と異なる場合には、将来における業績に影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度に計上した繰延税金資産の金額
繰延税金資産(純額) 231,617千円
(繰延税金負債との相殺前の金額は289,483千円であります。)

② 計算書類利用者の理解に関するその他の情報

イ. 算出方法

当社では、将来減算一時差異に対して、予測される将来の課税所得及びタックス・プランニング等を考慮し、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。将来の課税所得の見積りは、中期経営計画を基礎としております。

ロ. 主要な仮定

将来の課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、商品及び製品の販売数量の予測であります。販売数量の予測は、主に市場動向や顧客の需要予測を基に判断しております。

ハ. 翌事業年度に与える影響

主要な仮定である商品及び製品の販売数量の予測は、見積りの不確実性が高く、販売数量が変化することに伴い、課税所得の見積りが変動することにより、繰延税金資産の計上額が変動し、税金費用に影響する可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,740,078千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
① 短期金銭債権	117千円
② 短期金銭債務	467,580千円

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高	
① 売上高	110千円
② 仕入高	2,731,080千円
③ その他の営業取引高	493,060千円
④ 営業取引以外の取引高	100,189千円

(2)助成金収入

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）等であります。

(3)臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染症に対する政府、地方自治体からの各種要請等により、百貨店、ショッピングセンター等の臨時休業が行われております。これに伴う店舗の臨時休業期間中に発生した固定費（人件費、減価償却費等）を特別損失として計上しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	153,453株	28株	一株	153,481株

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取28株による増加分です。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	1,233千円
未払事業税	2,951千円
減損損失	3,391千円
資産除去債務	11,631千円
税務上の繰越欠損金	284,105千円
その他	25,215千円

繰延税金資産小計	325,829千円
----------	-----------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△12,819千円
--------------------	-----------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△23,526千円
-----------------------	-----------

評価性引当額小計	△36,345千円
----------	-----------

繰延税金資産合計	289,483千円
----------	-----------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△644千円
--------------	--------

土地圧縮積立金	△48,618千円
---------	-----------

資産除去債務	△8,602千円
--------	----------

繰延税金負債合計	△57,866千円
----------	-----------

繰延税金資産の純額	231,617千円
-----------	-----------

8. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。
- (2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ハーバー(株)	北海道 苫小牧市	90,000	化粧品、食 品・栄養補 助食品等製 造	100	化粧品等仕 入先 役員の兼任	商品・原料 仕入等 配当金の受取	2,337,525 54,000	買掛金 未払金	211,271 630
子会社	ハーバーコスメ ティクス(株)	千葉県 香取郡 多古町	10,000	商品の梱包・配 送請負、化粧 品等製造	100	梱包・配送 委託、仕入 先 役員の兼任	商品・原料 仕入等 梱包・発送 の委託 倉庫・事務 所賃貸	393,554 491,882 39,616	買掛金 未払金	44,228 211,449

(注) 上記各社の当社への商品の販売については、市場価格等を参考に決定しています。

- (3) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等
該当事項はありません。
- (4) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,922円41銭
- (2) 1株当たり当期純損失 79円26銭

※ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎

損益計算書上の当期純損失	299,739千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純損失	299,739千円
普通株式の期中平均株式数	3,781,544株

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月10日

株式会社ハーバー研究所
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナース
東京都中央区

指定社員 公認会計士 加賀美 弘 明
業務執行社員
指定社員 公認会計士 永利 浩 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ハーバー研究所の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ハーバー研究所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和4年5月10日

株式会社ハーバー研究所
取締役会 御中

監査法人 A & A パートナーズ
東京都中央区

指定社員 公認会計士 加賀美 弘 明
業務執行社員
指定社員 公認会計士 永利 浩 史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ハーバー研究所の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等に関する監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法に規定する事項（会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ）に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人A & Aパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月13日

株式会社ハーバー研究所 監査等委員会

監査等委員 梅田常和 ㊟

監査等委員 蟻川芳子 ㊟

監査等委員 大和加代子 ㊟

(注) 監査等委員梅田常和、蟻川芳子、大和加代子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

(ご参考)

(要約) 連結貸借対照表

(単位：千円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当連結会計年度 令和4年3月31日現在	前連結会計年度 令和3年3月31日現在	科 目	当連結会計年度 令和4年3月31日現在	前連結会計年度 令和3年3月31日現在
流動資産	10,071,917	11,313,571	流動負債	2,531,759	3,452,653
現金及び預金	5,651,289	5,663,626	買掛金	336,159	310,258
売掛金	1,146,837	1,226,822	短期借入金	300,000	1,100,000
棚卸資産	3,151,318	4,034,422	1年内返済予定長期借入金	785,040	905,982
その他	143,451	415,131	未払金	668,715	662,539
貸倒引当金	△20,979	△26,432	未払法人税等	31,234	34,033
固定資産	5,613,517	6,127,489	契約負債等	410,610	439,840
有形固定資産	4,655,369	5,003,164	固定負債	1,516,006	1,949,336
建物及び構築物	2,491,051	2,634,072	長期借入金	1,472,843	1,913,691
土地	1,573,134	1,573,134	その他	43,163	35,645
その他	591,183	795,956	負債合計	4,047,766	5,401,989
無形固定資産	346,183	522,300	純 資 産 の 部		
ソフトウェア	320,081	479,698	株主資本	11,630,896	12,035,776
その他	26,102	42,601	資本金	696,450	696,450
投資その他の資産	611,964	602,024	資本剰余金	812,570	812,570
繰延税金資産	234,846	205,048	利益剰余金	11,257,819	11,662,635
差入保証金等	377,117	396,976	自己株式	△1,135,943	△1,135,878
			その他の包括利益累計額	6,772	3,294
資産合計	15,685,434	17,441,060	純資産合計	11,637,668	12,039,071
			負債純資産合計	15,685,434	17,441,060

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(ご参考)

(要約) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	当連結会計年度 令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	前連結会計年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
売 上 高	12,908,861	14,307,709
売 上 原 価	4,114,051	4,107,759
売 上 総 利 益	8,794,809	10,199,950
販売費及び一般管理費	9,111,540	9,972,975
営業利益又は営業損失(△)	△316,730	226,974
営業外収益	32,801	31,499
営業外費用	8,650	7,785
経常利益又は経常損失(△)	△292,579	250,688
特別利益	110,372	184,643
特別損失	84,747	151,404
税金等調整前当期純利益又は 税金等調整前当期純損失(△)	△266,955	283,927
法人税、住民税及び事業税	39,047	91,654
法人税等調整額	△36,971	△24,146
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△269,030	216,419

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(ご参考)

(要約) 連結キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から
令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純損失	△266,955
減価償却費	708,078
債権・債務の増減額等	1,016,283
小計	1,457,407
法人税等の支払額等	257,040
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,714,447
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
固定資産の取得による支出	△187,505
差入保証金の増減額等	△28,986
投資活動によるキャッシュ・フロー	△216,492
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
借入金の純増減額	△1,361,790
配当金の支払額	△151,122
その他	△64
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,512,977
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額	2,684
V. 現金及び現金同等物の増加額	△12,336
VI. 現金及び現金同等物期首残高	5,663,626
VII. 現金及び現金同等物期末残高	5,651,289

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(連結キャッシュ・フロー計算書の注記)

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日の3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期な投資です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">附 則 第 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 第 1 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第 2 条 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（<u>電子提供措置等</u>）の新設は、令和4年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、令和4年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. 本条の規定は、令和4年9月1日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきまして、監査等委員会はその内容が適正であると判断いたしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	みやざき かずなり 宮崎 一成 (昭和37年7月25日生)	平成25年10月 当社入社 社長室、総務部、財務・経理部、業務部、情報開発部担当ディレクター 平成26年6月 当社取締役 総務部、財務・経理部、業務部、情報開発部担当兼ディレクター 平成31年4月 当社常務取締役 令和3年4月 当社代表取締役社長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 海白（上海）商貿有限公司董事長 (平成26年9月19日就任)	700株
(取締役候補者とした理由) 公認会計士であり、財務・経理・監査の豊富な経験・知識見識を有しており、当社及び当社グループの経営管理部門及び財務・経理部門の責任者を務めるなど、財務体質その他多くの分野において貢献してまいりました。当社の経営理念である「無添加主義」のもと、安全、安心な商品作りを徹底し、高機能、高品質で価格競争力の強い商品の開発を継承する上で、これまでの経験や実績と強いリーダーシップは、当社及び当社グループの経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補者といいたしました。			
2	こやなぎ のりこ 小柳 典子 (昭和20年9月21日生)	昭和62年6月 ハーバー(株)入社 平成11年9月 同社取締役工場長 平成14年6月 同社代表取締役社長 平成26年10月 同社代表取締役会長 平成27年3月 同社取締役相談役 平成27年6月 当社取締役 平成29年4月 当社代表取締役社長 令和3年4月 当社代表取締役会長 (現在に至る) (重要な兼職の状況) ハーバー(株)代表取締役会長 (平成29年6月1日就任)	21,000株
(取締役候補者とした理由) 当社の子会社であるハーバー(株)の代表取締役として、創立から30年以上にわたり、無添加に拘った化粧品品の製造に関わってまいりました。この間、当社のお客さまセンターを兼務し、お客さまに安全・安心な商品をお届けすることの大切さを学ぶとともに、社員の育成に励んでまいりました。長年経営者として培った製造や接遇の豊富な知識見識が、持続的な企業価値向上のための人材育成、コーポレート・ガバナンスの強化に欠かせないものと判断し、取締役の候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	こ 古 侯 徳 康 また のり やす (昭和31年6月21日生)	平成10年2月 当社入社 開発資材担当ディレクター 平成20年6月 当社取締役 商品開発部・事業開発部担当ディレクター 平成21年6月 ハーパーコスメティクス(株)代表取締役社長 平成23年6月 当社取締役 財務・経理部、総務・人事部、業務部、情報開発部、国際部担当兼ディレクター 平成25年10月 ハーパーコスメティクス(株)代表取締役社長 平成29年1月 当社国際部担当ディレクター 平成30年12月 当社国際部、生命科学研究所(現研究開発部)担当ディレクター 令和元年6月 当社取締役 国際部、生命科学研究所(現研究開発部)担当兼ディレクター 令和2年6月 (株)HプラスBライフサイエンス代表取締役社長 令和3年3月 当社取締役 国際部、流通事業部、メディカルフーズ事業部担当 令和4年4月 当社取締役 国際部、流通事業部担当 (現在に至る)	5,700株
(取締役候補者とした理由) 当社及び当社グループにおいて、20年以上の長きにわたり、管理部門、研究開発部門、物流部門、海外事業部門の責任者を歴任し、多様な分野において豊富な知識見識を活かし、現在まで当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの幅広い経験、実績は当社の基礎となるものであり、今後の持続的な企業価値向上に欠かせないものと判断し、取締役の候補者としていたしました。			
4	にし 西 村 良 徳 むら やし のり (昭和39年10月29日生)	平成9年3月 (株)H+Bライフサイエンス入社 平成24年2月 同社東京本部学術部部長 平成24年6月 同社取締役営業本部長 平成28年6月 同社代表取締役社長 令和2年6月 当社取締役 研究開発部担当兼ディレクター 令和3年4月 当社取締役 研究開発部、デザイン部担当 令和4年4月 当社取締役 研究開発部、メディカルフーズ事業部、デザイン部担当 (現在に至る)	300株
(取締役候補者とした理由) 令和3年3月に吸収合併した当社の子会社であった(株)HプラスBライフサイエンスの元代表取締役として、新商品の開発及び医療・介護市場への積極的な取り組みを通じ、企業価値向上に貢献してまいりました。また栄養学の研究を通じて、全国の主要な医療機関及び研究機関と協力して、有益な臨床データの収集など専門性の高い実績を上げてまいりました。このような経験や実績は、当社及び当社グループの研究開発に欠かせないものと判断し、取締役の候補者としていたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	まついとも たか 松井朋隆 (昭和44年3月8日生)	平成3年4月 (株)三越(現 三越伊勢丹)入社 平成8年3月 MITSUKOSHI.U.K.L.T D(英国三越) 出向 平成10年3月 (株)三越(現 三越伊勢丹)帰任 令和2年4月 当社入社 店舗販売部ディレクター 令和3年4月 当社 通信販売部、店舗販売部ディ レクター 令和3年6月 当社取締役 通信販売部、店舗販売 部担当 (現在に至る)	500株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたり小売業に従事。20年以上化粧品に携わり、店舗マネジメント、商品バイ イング、新規店舗開発、ECサイトの立ち上げ等を通じての幅広い知識と経験を有し、 顧客満足の向上及び新規価値提案に尽力し企業価値向上に貢献してまいりました。当社 では展開店舗の再評価・再考による収益改善、オンラインとオフラインとのチャネル連 携への取り組み、当社のロイヤルティ向上の推進、持続的な企業価値向上に欠かせない 人物と判断し、取締役の候補者といたしました。			
6	うめかげ たけし 梅蔭武 (昭和51年3月23日生)	平成28年8月 当社入社 平成29年4月 当社営業本部マネージャー 平成30年4月 当社社長室、総務部、人事部マネ ージャー 令和2年7月 当社人事部ディレクター 令和3年4月 当社財務・経理部、経営企画部、 美容部ディレクター 令和3年6月 当社取締役 財務・経理部、経営企 画部、美容部担当 (現在に至る)	200株
(取締役候補者とした理由) 営業・販売の分野において、15年余りにわたる業務経験を活かし業績の伸展を図り、 当社の管理部門の分野においては、採用部門の立ち上げをはじめ経営戦略に基づいた業 務改善等に注力し、業容の拡大に貢献するなど幅広い分野で能力を発揮し成果を上げて おります。今後の持続的な企業価値向上に向けた成長戦略の推進に欠かせないものと判 断し、取締役の候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役を被保険者とする、会社法第430条の3第1
項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当
社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が負担することにな
るその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けること
によって生ずることのある損害を当該保険契約により補填するものであり、1年毎に
契約更新しております。各候補者が取締役に就任した場合、全員を当該保険契約の被
保険者とする予定であり、またその任期中に当該保険契約の満期が到来しますが、引
き続き全員を被保険者とする同内容での更新を予定しております。

以 上

【ご参考】第2号議案が承認された場合の役員体制及びスキル・マトリックス
 第2号議案が承認可決された場合の取締役会及び監査等委員会の構成並びに各取締役の専門性は下記のとおりです。

※下記の一覧表は各取締役の有するすべての知見・経験を表すものではなく、保有する主要なスキル等のうち最大3つに○印をつけております。

候補者番号	氏名	A	B	C	D	E	F	G	H
1	宮崎一成	○				○	○		
2	小柳典子	○		○	○				
3	古俣徳康		○			○			○
4	西村良徳	○	○	○					
5	松井朋隆		○			○			○
6	梅蔭武		○		○	○			
-	★梅田常和	○				○	○		
-	★蟻川芳子	○		○				○	
-	★大和加代子					○	○	○	

★社外取締役監査等委員

- ※A：企業経営、経営
- B：営業、マーケティング
- C：研究開発、品質管理、製造
- D：人事、労務
- E：財務、会計、税務
- F：法務、リスクマネジメント、コンプライアンス
- G：ESG、SDGs
- H：国際

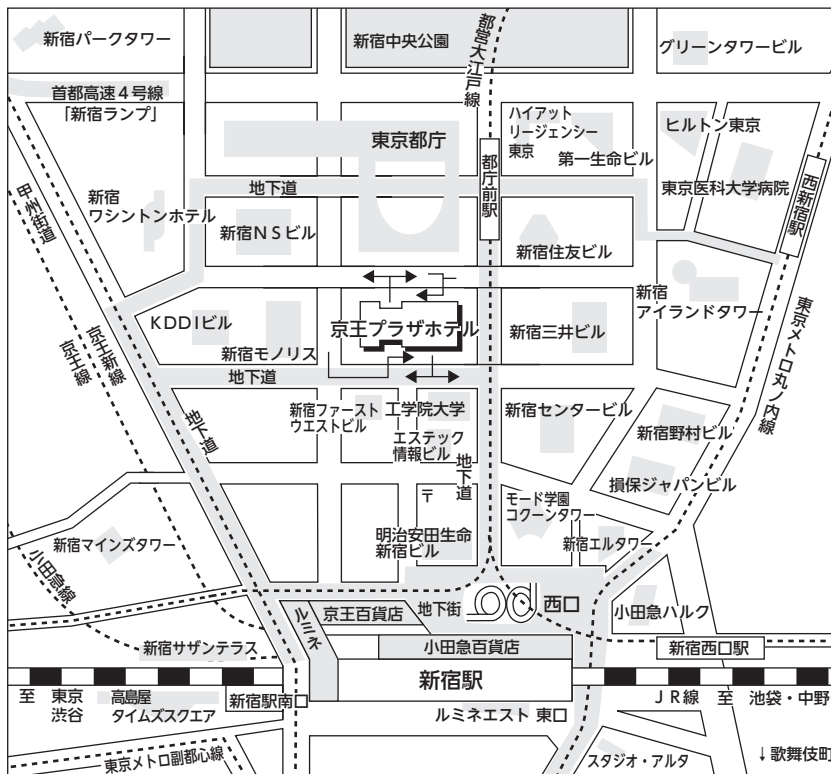
メ 毛

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 本館5階 コンコルドボールルーム

- ・新型コロナウイルス感染防止に向けた当社の対応につきましては、別紙をご確認くださいますようお願い申し上げます。
- ・本年の定時株主総会では、販売会、懇親会等は中止させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



- 新宿駅西口より徒歩
約5分（J R・京王線・小田急
線・地下鉄）

新宿駅西口より都庁方面への連絡地下道
をまっすぐ5分ほど進み、地下道を出て
すぐ左側にホテルがございます。

- 都営大江戸線都庁前駅より徒歩
地下道B1出口よりすぐ

改札を出てJ R新宿駅方面に進み、B1出
口階段を上がってすぐ右側にホテルがござ
います。